



# けいそう 勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」  
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって  
いつでも頼れる存在に」

稻荷町電停方面から当事務所所在ビル  
JR広島駅から徒歩8分／稻荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約  
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

暦の上では、「小満」という季節だそうで、「万物が次第に成長して、一定の大きさに達して来るころ」とのこと。少し前に桜が咲いていたところも先日通りかかると緑がすっかり生い茂っていました。まだ風は涼しく過ごしやすい気候ではないかと思います。他方でゴールデンウィークが明けましたが、やはり新型コロナ感染者の増加が高止まりの状況が続いています。今後の感染状況が気になるところです。体調管理にはどうぞお気をつけて下さい。



今回のオリジナルの記事は、従業員が新型コロナウィルスに感染した恐れがある場合の会社の対応に関する記事・民事訴訟法（IT化関係）改正の中間試案の内容についての記事です。それ以外の記事は今回も税務会計に関するものになります。

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウィルスの早い終息をお祈り申し上げます。

## 従業員が新型コロナウィルス感染の恐れ、会社としてどう対応すべき？

21.05.09 | オリジナルメルマガ



令和3年3月頃より新型コロナウィルス（以下、「新型コロナ」といいます。）の変異株への感染が増加し、同年5月の時点で第4波ではないかと言われています。そんな中、これまで必ずしも感染とは関係ない生活を送っておられた方でも、行先のお店や取引先などで新型コロナに感染した方との接点が生じた、というケースが増えてきているのではないでしょうか。

今回は、従業員の方が新型コロナに感染した疑いがある・また実際に感染が判明したときに会社としてどのように対応すべきかについて、改めて取り上げたいと思います。



○従業員の方が濃厚接触者でないが、新型コロナに感染したか不明なときは？

従業員の方が外食に出かけたり、知人と会う中で、外食先の従業員や知人の方の新型コロナの感染が判明した場合、その従業員に対して会社がどう対応すべきかについてまず触れます。

従業員の方が濃厚接触者でないときは、一旦その従業員の方には自宅待機をしてもらい、様子を見ることになります。ここでいう「濃厚接触者」は、国立感染症研究所の定義によると、新型コロナと診断された患者の方と、同居あるいは長時間の接触（車内等の場合も含まれます）があった方・手で触れることのできる距

離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者の方と15分以上の接触があった場合（周辺の環境や接触の状況など個々の状況周辺の環境や接触の状況など、個々の状況から感染するかどうか総合的に判断）などとされています。ただ、この定義づけはこれまでの第三波までのものを踏まえています。第四波でまん延している新型コロナは、これまでと比べて感染力が強くなっているとのことですから、今後濃厚接触者の定義が変更する可能性がありますから、注意が必要です。

できればPCR検査を受けてもらい、陰性であることが確認できれば良いですが、現状地方自治体の感染状況によっては、PCR検査自体の受診が難しいこともあります。こういった濃厚接触者に従業員の方があたらないのであれば、従業員の健康状態を確認した上で特に症状がないのであれば職場に復帰してもらってもよいでしょう。

この場合、自宅待機期間の給与をどのようにすればよいかが問題になりますが、従業員が年次有給休暇を取得できる要件を満たしているからといって、会社側が一方的に取得させることはできません。原則として従業員の請求する時季に与えなければならぬとされていますので、従業員が年次有給休暇の消化で対処することを希望しているのであれば、年次有給休暇取得で構いませんが、従業員が希望しないときは、新型コロナに感染しているか不明な段階で自宅待機をしてもらうということになります。そのため、一般的には「使用者の責めに帰すべき事由による休業」にあたり、休業手当を支払わなければならなくなるので注意しましょう。

また、発熱などの風邪の症状がある、発熱がなくても体調不良の様子がみられるときには、症状が続くようであればかかりつけ医などに相談してもらうなどして、PCR検査を実施してもらうのが良いでしょう。その結果陰性だったときは、発症後、少なくとも8日が経過しているか、各種薬剤の投与を受けておらず、せき・のどの痛みや全身のだるさ、発熱などの症状がなくなつて少なくとも3日が経過していれば職場復帰してもらってもよいとされています。

#### ○従業員の方が新型コロナ感染者の濃厚接触者であることが判明したときは？

保健所が実施する調査により、従業員の方が新型コロナの濃厚接触者と判断されたときは、保健所の指示により感染防止の措置を取る必要があり、14日間の健康観察をする必要が出てきます。

この場合、特に症状が出ていないものの、会社が独自にその従業員の方に自宅待機などを命じた場合には、上記（濃厚接触者でないが、新型コロナに感染したか不明なとき）と同様、基本的には「使用者の責めに帰すべき事由による休業」にあたり、休業手当の支払いをすることになります。発熱などの症状がある場合にも、上記と同様の対応を取ることになります。

また、従業員の方には濃厚接触者であると判明するまでの行動歴を思い出してもらい、最低でも判明前直近2～3日については特に細かく思い出すよう依頼することが必要でしょう。電話での簡易な聞き取りであれば感染拡大を防ぐことができよいですが、聞いている側が情報を聞き漏らしてしまう可能性があるため、できればメールなど文字で残るもので知らせてもらった方がいいと思われます。

さらに従業員の中に濃厚接触者にあたる方がいるのであれば、症状の有無によらず、その従業員の方にも最終的に接触した日から起算して14日以内の自宅待機を指示しなければならないこともあります。

○従業員の方が濃厚接触者などで新型コロナに感染したことが判明したときは？

従業員の方が新型コロナに感染した人と濃厚接触するなどして、その結果新型コロナに感染していることが判明したときは、感染症法に基づく入院が必要になります。ただし、これについても地方自治体によっては感染の拡大により早期に入院できるとは限らず、保健所等の指示を待つ必要があります。

また、事業場内の消毒を行う必要が出てきます。消毒の仕方については保健所の方からアドバイスがあるようですので、その指示に従いましょう。具体的には、感染が判明した従業員の机や椅子などの消毒（半径2メートル程度、トイレ等の使用があれば該当箇所の消毒も行う）、消毒の際にはマスク、手袋等の着用を行うなどとなります。

感染が確認された従業員については、都道府県知事が行う就労制限による休業になるので、会社には賃金の支払義務はありません。その場合でも、健康保険の傷病手当金の支給がされることがあります（療養のために仕事に就けなくなった日から3日を経過した日から、直近12か月の平均の標準報酬日額の3分の2相当が支給される場合があります）。また業務または通勤に起因して発症したと認められるときは、労災保険による給付対象になることもあります。ただし、感染ルートがある程度はっきりしないと難しい場合があるので、実際のところ通勤に起因した場合に認められるケースは考えにくいです。職場内で複数の感染者が確認されたり、業務との関係で新型コロナに感染した人（客など）と直接接觸する機会がある・接觸が多いことが必要になると思われます。

感染した従業員の方の職場復帰については、症状が治まったときに、従業員の体調や社内での感染状況などを見て決めることになります。目安としては発症から14日経過、症状が完全になくなって72時間の経過が考えられますが、一時期一旦陰性となっていた方が再度陽性と診断されることもありましたので、在宅勤務ができるようであれば当面在宅勤務にして様子をみる、自宅待機の期間を延長するなど、慎重に検討する必要があるでしょう。

一時期、職場復帰にあたり陰性証明を求める会社があると報道されていたことがあります、厚生労働省の「新型コロナウィルスに関するQ & A（企業の方向け）」では、「国内での感染者数が増える中で、医療機関や保健所への各種証明書の請求についてはお控えいただくよう、お願いします」とされており、実際のところ証明書発行は難しいのが現状だと考えられます。そのため、従業員の方の体調等を踏まえて上記のような形で職場復帰の時期を見定めていくことになると思います。

## 民事訴訟法（IT化関係）等改正の中間試案が公表・その内容とは？

21.05.09 | オリジナルメルマガ



民事訴訟のIT化に向けた民事訴訟法の改正に関する中間試案が令和3年2月に取りまとめられ、5月7日までパブリックコメントの手続きが実施されました。今後、意見をとりまとめて要綱案をとりまとめ、法案が提出されることになっています（要綱のとりまとめや法案提出時期は未定）。

今回は、この法改正案の中間試案の概要について簡単ではありますが取り上げます。



### ○現在の裁判手続きの現状は？

現在の民事訴訟法では、一般的な裁判の提起や書面の提出については、紙媒体（訴状や申立書以外はFAXによる送信も可）とされています。諸外国では、すでにオンラインによる訴え提起、裁判での主張書面のオンライン提出、さらに進んでいる場合はすべての裁判手続きをインターネット上で行える、といった裁判のIT化が急速に進んでいます。日本国内でもIT化が進展していることから、国民の利便性を図る上でも、裁判手続きのIT化により、適正かつ迅速な手続き、国民がより利用しやすくなる制度を目指した改正を進めることになりました。

実は現在、「フェーズ1」と呼ばれる裁判所の運用上の取り組みがされています。これは第2回期日以降、これまで裁判所への出廷ないし電話会議システムという電話を使った裁判によっていた期日が、web会

議（裁判所の場合はマイクロソフト社のTeams）を利用した手続きが可能とされるようになり、順次各地の裁判所で行われています。広島でもすでに昨年2月頃から運用開始となっていましたが、実際のところいうほど利用されていなかったのが、新型コロナ感染拡大の状況を踏まえ、急速にweb会議による裁判手続きに切り替わってきています。ただ、この手続きはあくまでもこれまでの手続きの一部がweb会議に切り替わっただけであり、実際の期日の進行が早くなるものではありません。また、上記のように一部の手続きが切り替わっているだけですので、第1回の裁判、尋問手続きなどはこれまでと同様、当事者、代理人が裁判所に出廷して行うことになります。また、地方裁判所の支部や簡易裁判所、家庭裁判所での手続きはこれまで通り、web会議の利用は基本的にされていません。

## ○民事訴訟法改正の中間試案の内容は？

今回の民事訴訟法改正の中間試案の内容は多岐にわたる上、あくまでも中間段階のものになりますので、項目によっては複数の案があり、今後さらに内容が整理され、方向付けがされることになります。そのため、今回紹介するものは現段階のもので、今後内容を含めて変更がありうることを踏まえてみていただければと思います。

### ・インターネットによる訴え提起

これは、申立を書面等で行うこととされているものについてになります。訴訟代理人（一般的には弁護士と考えられます）がついている場合にはインターネットによるとするもの、インターネットによる場合と、これまで通り書面等で申立を行う場合を任意に選べる場合など、複数の案が挙げられています。

インターネットが使える環境はすでに9割近くになっているとされていますが、その一方で高齢者の方など、いまだインターネットを利用できない環境にある方の裁判を受ける権利を侵害しないようにする必要があります。また、日本の場合は弁護士を選任せず本人が行うケースが多いことから、インターネットを用いた手続きに絞るのであれば、その分民事裁判手続きを行うサポート体制をしっかり行う必要があるとされています。

また、濫用的な訴え防止のため、一律に数百円程度のデポジット（保証金・預り金）の支払いを求める、手数料納付がされない場合には一定期間経過する訴状が却下される制度を設けるなどの案が出されています。

### ・送達

現在の民事裁判の手続では、訴状、判決書などの書類の到達で受け取る側に重大な法律上の効力が発生する場合、特別送達という特殊な郵便手続きで送付するとされています。

今回の民事訴訟法改正では、インターネットを用いた送達方法が行われることとなっていますので、先のインターネットによる訴え提起の場合と同様、ITの機器の利用に慣れていない方、インターネットの接続環境が整っている方が受け取り人の場合の対応について検討されています。インターネットを用いた送達方法

を希望する場合は、通知先のアドレスの届け出をすることになりそうです。受け取る側がインターネットの接続環境が整っていない等の理由から、通知アドレスの届け出をしない場合は、従来通り書面での送付にする方向で考えられています。

- ・口頭弁論

Web会議を使って行う口頭弁論期日では、法廷外よりwebで参加しているものが映像や音声を裁判長の許可を得ず無断で撮影したり録音、録画する場合が考えられます。改正案では、これらを法律上禁止し、違反した場合の制裁を定めることを提案しています。Web会議中のディスプレイのスクリーンショット、web会議の様子を録画せずにインターネット配信する場合も含まれるとされています。

- ・新たな裁判手続き

こちらについても複数の案が提示されています。原告が通知アドレスの届け出をすること前提に、第1回の口頭弁論期日が終わるまでに新たな裁判を利用する申し出をし、その場合基本的に6か月以内に審理が終わるようにしなければならないとするものが一つの案です。この案の場合は被告が通常の裁判で行うことを見たときは第1回の裁判が終わるまでに申し出る必要があります。これ以外に、通知アドレスの届け出をした原告・被告双方が共同で第1回の口頭弁論期日が終わるまでに新たな裁判手続きを利用することを申し出るという案が出されています。この場合は審理計画を裁判所も交えて協議し、審理計画を定めた日から終了まで6か月以内で行うこととするとなっています。後者の案は、当事者のどちらかが通常の裁判手続きによることを希望すれば、その時点以降通常の裁判に移行することになります。

## ○まとめ

このように、IT化の中間試案は今後さらに議論されて方向性が決まることがあります、まだもう少し時間がかかりそうです。なお、裁判をインターネットで行うようになったとしても、新たな裁判手続きを利用する場合以外は思ったほど迅速化はしないのではないかと思います。そのため、新たな裁判手続きがどのような内容のものになるか注目したいところです。

## 税務署から届いた通知に間違いが？『不服申立て』の方法とは

21.05.11 | ビジネス 【税務・会計】



税金の納付は国民の義務として定められています。

ただし、税務署が定めた課税額や、税金に関する処分に納得がいかない場合には、『不服申立て』をすることも可能です。

もちろん、根拠もないのに不服申立てはできませんが、税務署側に過誤があった場合には、納税者の権利が認められ、支払った税金が戻ってきたり、処分が取り消されたりすることもあるのです。

今回は、いざ必要になった時のための、税金の不服申立てについて解説します。



不服申立てができる場合、できない場合

税務署から届いた通知で、身に覚えのない処分が下されていたら、誰しも慌ててしまうに違いありません。そんな時には、一旦冷静になって、本当に間違っているのかを確認する必要があります。

もし、それでも税務署側の対応に不服がある場合には、税務署に再調査・審査を請求することができます。

ここで注意したい点として、すべての処分に関して、不服申立てができるわけではないことがあります。

まず、不服申立てができるのは、原則的に納税者の権利や、法律上の利益が侵害されている場合に限ります。

したがって、たとえば納税者が損をしていない『納付税額を減少させる処分』や『還付金額を増加させる処分』については、不服申立てを行うことができません。

国税庁では、主に次のような国税に関する処分について、不服申立てができるとしています。

- 納付税額を増加させる更正処分
- 申告のない場合に納付税額を決定する決定処分
- 更正の請求に対して行われた更正をすべき理由がない旨の通知処分
- 加算税の賦課決定処分
- 青色申告の承認の取消処分
- 差押え等の滞納処分
- 納税告知処分

このほか、登録免許税について登記官が行った処分や、自動車重量税について国土交通大臣等が行った処分などに対しても、管轄は税務署とは違いますが、不服申立てを行うことが認められています。

そして、再調査や審査の結果、これらの国税に関する処分に誤りが認められれば、処分が取り消し、もしくは変更されることになります。

ちなみに、誤って納付税額を過大に申告してしまった場合などについては、申告した納付税額を正しい税額に是正する『更正の請求』の手続きを行うことが可能です。

### 『再調査』や『審査』で正当性を確かめる

不服申立ての手続きは、まず、処分を行った税務署長等に対して、再調査の請求をするところから始まります。

再調査の請求は、処分の通知を受けた日の翌日から3ヶ月以内に、税務署長等に再調査の請求書を提出します。

請求書は、原則として正本と副本の2通です。

この請求書を受理した税務署長等は、その処分が正しかったかどうかを調査・審理して、その結果を納税者に通知することになっています。

この再調査は、課税処分を取り消してもらうことが主な目的です。

また、取り消してもらえなかったとしても、少なくともなぜ課税されたのかについては明らかになるため、有用です。

調査の結果を受けて、納税者が納得できれば不服申立ては終了になりますが、納得できない場合は、国税不服審判所長に審査請求をすることができます。

この審査請求は、再調査の請求を経ずにすることも可能ですが、審査請求のあとに再調査を請求することはできません。

なお、審査請求の期間については、再調査の請求を経ない場合、処分の通知を受けた日の翌日から3ヶ月以内です。

再調査の結果を受けてから審査請求をする場合には、再調査の結果通知を受け取った日の翌日から、1ヶ月以内と決まっています。

期間を過ぎた請求は認められません。

審査請求を行う場合にも、再調査の請求と同じく審査請求書の正本と副本の2通を国税不服審判所の支部に提出します。

この審査請求書が受理されると、国税不服審判所で調査や審理が行われ、裁決の結果は裁決書謄本により納税者に通知されます。

ちなみに、登録免許税について登記官が行った処分と、自動車重量税について国土交通大臣等が行った処分に関しては、審査請求のみを行うことができます。

もし、この裁決でも不服が解消されなければ、裁決書謄本を受け取った日の翌日から6ヶ月以内であれば、裁判所に訴えることができます。

また、審査請求を行った日の翌日から3ヶ月が経っても裁決が下されない場合には、裁決を待たずに、訴訟を起こすこともできます。

税務署が誤った判断を下すようなことは、そもそもあまり起こらないといってよいでしょう。

ただ、もしも納税額や処分を見て「おかしいな」と感じたとしたら、まずは申告内容や税率、記録をよく調べることが大切です。

税務署が過誤を起こしてしまうことはあり得ますし、万一の場合には、納税者の権利を主張することも可能ですので、まずはそのことを知っておきましょう。

※本記事の記載内容は、2021年5月現在の法令・情報等に基づいています。